

四日市市基準該当サービス事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第43号

四日市市基準該当サービス事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則
四日市市基準該当サービス事業者の登録等に関する規則（平成12年四日市市告示第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録の手続)</p> <p>第4条 基準該当事業者の登録を受けようとする者は、施行規則第121条第1項の各号又は施行規則第140条の10第1項の各号に掲げる事項を記載した<u>介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(令和5年厚生労働省告示第331号。以下「厚生労働大臣が定める様式」という。)</u>に規定する別紙様式第十号(一)その他市長が必要と認めた書類を提出しなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護の登録を受けた事業者が、事業規模を変更せずに基準該当介護予防短期入所生活介護の登録を申請する場合は、書類の一部を省略させることができる。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し遅滞なく登録の可否を決定するとともに、申請者に対し</p>	<p>(登録の手続)</p> <p>第4条 基準該当事業者の登録を受けようとする者は、施行規則第121条第1項の各号又は施行規則第140条の10第1項の各号に掲げる事項を記載した<u>基準該当サービス事業所登録申請書(第1号様式)</u>その他市長が必要と認めた書類を提出しなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護の登録を受けた事業者が、事業規模を変更せずに基準該当介護予防短期入所生活介護の登録を申請する場合は、書類の一部を省略させることができる。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し遅滞なく登録の可否を決定するとともに、申請者に対し</p>

て、基準該当サービス事業所登録決定（却下）通知書（第1号様式）を送付するものとする。

（登録の更新）

第5条 （略）

2 登録の更新を受けようとする者は、厚生労働大臣が定める様式に規定する別紙様式第十号（五）その他市長が必要と認めた書類を提出しなければならない。

3 市長は、登録の更新の申請があったときは、その内容を審査し遅滞なく登録の可否を決定するとともに、申請者に対して、基準該当サービス事業所登録更新（決定・却下）通知書（第2号様式）を送付するものとする。

4 及び 5 （略）

（変更の届出等）

第6条 基準該当サービス事業者は、基準該当サービスの種類に応じ、施行規則第131条第1項又は施行規則第140条の2第1項の該当する各号に定める事項に変更があった場合には、10日以内厚生労働大臣が定める様式に規定する別紙様式第十号（二）その他市長が必要と認めた書類を提出しなければならない。

2 基準該当サービス事業者は、事業を再開する場合には、厚生労働大臣が定める様式に規定する別紙様式第十号（三）

て、基準該当サービス事業所登録決定（却下）通知書（第2号様式）を送付するものとする。

（登録の更新）

第5条 （略）

2 登録の更新を受けようとする者は、基準該当サービス事業所登録更新申請書（第3号様式）その他市長が必要と認めた書類を提出しなければならない。

3 市長は、登録の更新の申請があったときは、その内容を審査し遅滞なく登録の可否を決定するとともに、申請者に対して、基準該当サービス事業所登録更新（決定・却下）通知書（第4号様式）を送付するものとする。

4 及び 5 （略）

（変更の届出等）

第6条 基準該当サービス事業者は、基準該当サービスの種類に応じ、施行規則第131条第1項又は施行規則第140条の2第1項の該当する各号に定める事項に変更があった場合には、10日以内に登録事項変更届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 基準該当サービス事業者は、事業を廃止、休止又は再開する場合には、あらかじめ事業廃止（休止・再開）届出書（第

及び市長が必要と認めた書類により、事業を廃止又は休止する場合には、厚生労働大臣が定める様式に規定する別紙様式第十号（四）及び市長が必要と認めた書類を提出しなければならない。

（代理受領に係る申出）

第7条 基準該当サービス事業者は、第4条第4項に規定する登録の通知を受けたときは、直ちに市長に対し、特例サービス費代理受領申出書（第3号様式）により、第2条第3項に基づく特例サービス費の代理受領の申出をしなければならない。

（登録の取消し）

第9条 （略）

2 市長は、前項の規定により第3条第1項の登録を取り消したときは、基準該当サービス事業所登録取消通知書（第4号様式）により、当該基準該当サービス事業者に通知するものとする。

6号様式）を市長に提出しなければならない。

（代理受領に係る申出）

第7条 基準該当サービス事業者は、第4条第4項に規定する登録の通知を受けたときは、直ちに市長に対し、特例サービス費代理受領申出書（第7号様式）により、第2条第3項に基づく特例サービス費の代理受領の申出をしなければならない。

（登録の取消し）

第9条 （略）

2 市長は、前項の規定により第3条第1項の登録を取り消したときは、基準該当サービス事業所登録取消通知書（第8号様式）により、当該基準該当サービス事業者に通知するものとする。

第1号様式を削る。

第2号様式を次のように改め、同様式を第1号様式とする。

第1号様式（第4条関係）

基準該当サービス事業所登録決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市長

介護保険法に規定する基準該当サービス事業所として登録（決定・却下）しましたので、通知します。

申請者	名称										
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)									
事業所	名称										
	事業所等の所在地	(郵便番号 -)									
	同一所在地で行う事業等の種類	実施事業	登録申請のあった事業の登録日								登録の有効期日
	短期入所生活介護										
	介護予防短期入所生活介護										
基準該当事業所番号											
介護保険事業所番号											
事業開始日											
却下の理由 又は条件											

第 3 号様式を削る。

第 4 号様式を次のように改め、同様式を第 2 号様式とする。

第2号様式（第5条関係）

基準該当サービス事業所登録更新（決定・却下）通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市長

基準該当サービス事業所として登録更新（決定・却下）しましたので、通知します。

申請者	名称								
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)							
事業所	名称								
	事業所等の所在地	(郵便番号 -)							
	同一所在地で行う事業等の種類	実施事業	登録更新申請のあった事業の登録更新日				登録の有効期日		
	短期入所生活介護								
	介護予防短期入所生活介護								
基準該当事業所番号									
介護保険事業所番号									
事業開始日									
却下の理由又は条件									

第 5 号様式及び第 6 号様式を削る。

第 7 号様式を次のように改め、同様式を第 3 号様式とする。

第3号様式（第7条関係）

特例サービス費代理受領申出書

年 月 日

四日市市長

住所
事業者（所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名）

次のとおり代理受領について申し出ます。

	基準該当事業者番号										
代理受領の取り扱いを受けようとする事業所	名 称										
	所在地										
代理受領の取り扱いを受けようとする期間	申し出のあった日から 年 月 日まで ただし、期間満了の1月前までに特段の意思表示がない場合は、期間満了の翌日において、更に1年間更新するものとする。										

第 8 号様式を次のように改め、同様式を第 4 号様式とする。

第4号様式（第9条関係）

基準該当サービス事業所登録取消通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市長

年 月 日付けで行った、基準該当サービス事業所の登録（登録の更新）は、下記の理由により取り消しましたので通知します。

申請者	名称										
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)									
事業所	名称										
	事業所等の所在地	(郵便番号 -)									
	同一所在地で行う事業等の種類	実施事業	事業の登録 (登録更新) 日				登録の有効期日				
	短期入所生活介護										
	介護予防短期入所生活介護										
基準該当事業所番号											
介護保険事業所番号											
登録取消日											
取消の理由											

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)
- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則(令和3年四日市市告示第32号)の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
<p>第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。</p>		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市老人福祉法施行細則 (平成6年四日市市規則第23号)	(略)	
四日市市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(平成18年四日市市規則第50号)	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
<p>第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。</p>		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市老人福祉法施行細則	(略)	

<u>四日市市基準該当サービス事業者の登録等に関する規則</u> <u>(平成12年四日市市規則第32号)</u>	<u>第1号様式、第3号様式</u> <u>及び第5号様式から第7号様式まで</u>	
四日市市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年四日市市規則第50号）	（略）	
（略）		